

米国の中小企業会計における逆基準性アプローチ (税法との親和性) に関する一考察

井 上 隆

- 1 はじめに
- 2 FRF for SMEs の概要
- 3 逆基準性アプローチ (税法との親和性) の具体的検討
- 4 おわりに

1 はじめに

会計基準のグローバル化を背景とした国際会計基準と国際財務報告基準 (以下, IAS/IFRS) とわが国の会計基準との収斂作業は, 最終的には, 改正連結財務諸表原則に代表される様々な大企業・公開会社向けの「新会計基準¹」の公表とその実務上の対応として, 2005年8月に「中小企業の会計に関する指針 (以下, 中小指針)」が公表²されるに至った。

中小指針の特徴の1つに, 条件付きで法人税法に定める計算方法を会計処理に活用することが認められていることがあったが, 一方で, 中小指針は, シングル・スタンダード³の考え方を採用した結果, 新たなIAS/IFRSの設定や改正が行われれば, わが国の新会計基準も設定又は改正が行われ, 中小指針も必然的に改正が行われる事態が生じることとなった⁴。

2012年2月に上記の諸問題を解決すべく, 中小企業の会計に関する検討

¹ 本稿における新会計基準とは, 企業会計審議会や企業会計基準委員会 (以下, ASBJ) が公表した会計基準等を含む包括的な会計基準を意味する。

² ASBJ, 会計士協会, 日税連及び日本商工会議所の連名による。

³ 中小企業の会計基準は, 既成の会計諸基準の一部に過ぎないとする説。

⁴ 2017年1月現在, 10回の改正が行われている。

会⁵より「中小企業の会計に関する基本要領（以下、中小会計要領）」が公表されるに至った。中小会計要領は、中小企業の会計慣行をルール化したシンプルな会計基準であり、ダブル・スタンダード⁶の考え方を採用している。

以下、中小会計要領の総論について若干の検討を試みることにする。

中小会計要領Ⅰ。総論1。「目的」(2)では、「本要領は、(省略)中小指針と比べて簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業を対象に、その実態に即した会計処理のあり方を取りまとめるべきとの意見を踏まえ、(省略)中小企業の実務における会計慣行を十分考慮し、会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠した会計(省略)の考えに立って作成されたもの」としている。

また、総論5。「各論で示していない会計処理等の取扱い」では、「本要領で示していない会計処理の方法が必要になった場合には、企業の実態等に応じて、企業会計基準、中小指針、法人税法で定める処理のうち会計上適当と認められる処理、その他一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行の中から選択して適用する」としている。

従って、中小会計要領の大きな特徴としては、①税制と調和した会社会計規則に準拠した会計(税法基準適用の尊重)、②中小企業に過重な負担を課さない会計(必要最低限の会計ルール)、③IAS/IFRSの影響を受けないことが挙げられる。

一方、米国においては、2013年6月に米国公認会計士協会(AICPA)が「中小企業のための財務報告フレームワーク」(*Financial Reporting Framework for Small- and Medium-Sized Entities*; 以下、FRF for SMEs)を公表している。このFRF for SMEsは、米国における中小企業の会計慣行を公式化したものであり、具体的な会計処理については、中小企業の実態に即して、米国の税法との親和性が高いなどわが国の中小会計要領とその性格が類似しているとされる⁷。

⁵ 金融庁及び中小企業庁の共同事務局により設置されている。

⁶ 中小企業の会計基準と既成の会計諸基準は独立したものとする説。

⁷ 河崎照行「米国 AICPA が、日本の「中小会計要領」に類似した会計ルールを公表—米国「中小企業のための財務報告フレームワーク」(FRF for SMEs)の概要」『TKC』

井上：米国の中小企業会計における逆基準性アプローチ（税法との親和性）に関する一考察

よって、本稿では、米国の中小企業会計における逆基準性⁸アプローチ（税法との親和性）の実態について考察するものである。

2 FRF for SMEs の概要

（1）FRF for SMEs の体系

FRF for SMEs は、概念フレームワークに相当する「財務諸表の諸概念」を含め31章で構成され、A 4版で188頁の分量である⁹。次の表1はFRF for SMEs の体系を示したものである¹⁰。

表1 FRF for SMEs の体系

概念フレームワーク	財務諸表の諸概念（第1章）
一般原則等	財務諸表の表示に関する一般原則と会計方針（第2章）
採用時の検討事項	移行措置（第3章）
基本財務諸表	財政状態計算書（第4章） 流動資産および流動負債（第5章） 特定の金融資産・金融負債に関する会計上の特別の配慮（第6章） 事業活動計算書（第7章） キャッシュ・フロー計算書（第8章）

2014年1月，22～24頁。

⁸ 逆基準性とは、税法基準に基づく会計処理が、企業にとって課税所得の計算上有利に働く場合には、税法基準が企業会計の指針になるという、いわゆる決算基準の逆転現象を意味する。

⁹ AICPA, *Financial Reporting Framework for Small-and Medium-Sized Entities*. American Institute of Certified Public Accountants, 2013.

¹⁰ 浦崎直浩「特別目的の財務報告フレームワークと中小企業会計－AICPAのFRF for SMEsを中心として－」『会計』第184巻第3号，2013年9月，320～321頁。

個別基準	会計方針の変更, 会計上の見積の変更, および誤謬の訂正 (第9章) リスクと不確実性 (第10章) 持分, 負債, およびその他の投資 (第11章) 棚卸資産 (第12章) 無形資産 (第13章) 有形固定資産 (第14章) 長期耐用資産の処分と非継続事業 (第15章) 契約 (第16章) 偶発事象 (第17章) 持分 (第18章) 収益 (第19章) 退職給付およびその他退職後給付 (第20章) 法人所得税 (第21章) 子会社 (第22章) 連結財務諸表および少数株主持分 (第23章) ジョイントベンチャー投資 (第24章) リース (第25章) 関連当事者取引 (第26章) 後発事象 (第27章) 企業結合 (第28章) 新会計基準 (プッシュダウン会計) 非貨幣取引 (第30章) 外貨建取引 (第31章)
------	--

AICPAによれば, FRF for SMEs 会計フレームワークに基づく会計情報の認識・測定・伝達に関する特徴は, 次のような点にあると述べられている¹¹。

- ① 伝統的な会計原則と税法基準を適切に組み合わせた会計ルール

¹¹ AICPA, *Evolution of a new Non-GAAP Reporting Option*, 2013.

- ② 利用目的に合わせた開示規定
- ③ 歴史的原価による測定原則
- ④ 経営者による財務諸表作成の選択
- ⑤ 簡素化された原則主義の会計基準
- ⑥ 変動持分事業体¹²の概念を除いた簡素化された連結モデルの採用

このうち上記①にある税法基準の採用についての具体的な解説（*FRF for SMEs Frequently Asked Questions* 20.）によると、FRF for SMEs 会計フレームワークは、FRF for SMEs 会計フレームワークと米国税法との差異を縮小するとしている。具体的には、米国の税法で認められている棚卸資産の評価方法である後入先出法（以下、LIFO）が、中小企業向けIFRS（以下、IFRS for SMEs¹³）では認められないが、その一方で、FRF for SMEs 会計フレームワークでは認められるとしている。

3 逆基準性アプローチ（税法との親和性）の具体的検討

FRF for SMEs 全文について全体を検討したところ、税法基準を直接的に記載した箇所は、棚卸資産（第12章）のLIFOの採用および無形資産（第13章）ののれんの償却（15年償却）を除き見受けられなかった。

このうち、LIFOの採用については、そもそも内国歳入法第472条（C）において、LIFOの利用は、外部公表目的で作成される財務諸表上の損益計算で選択している場合に限り、課税所得計算における利用を認めている¹⁴ことから、FRF for SMEsにおいて税法基準を直接的に記載した箇所は、実質的には、のれんの償却1か所だけということになる。

この点、わが国の中小会計要領が、貸倒引当金の計算方法（中小法人に認められている法定繰入率：措法57の9①、措令33の7④）、有価証券の評価

¹² Variable Interest Entities（VIE）のこと。FASB Interpretation（FIN）第46号「変動持分事業体の連結」では、持分投資が不十分であり、また、投資家が支配的財務持分保有者でない事業体を変動持分事業体（VIE）と定義している。

¹³ 国際会計基準審議会（IASB）が、2009年7月に公表。

¹⁴ 伊藤公哉『第3版アメリカ連邦税法 所得概念から法人・パートナーシップ・信託まで』中央経済社、2005年、181頁。

方法（売買目的有価証券の時価評価：法法61の3①一，法令119の13），棚卸資産の評価方法（最終仕入原価法：法令28①一ホ），固定資産の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令），繰延資産（法人税法固有の繰延資産：法令14①六），賞与引当金の計算方法（平成10年改正前の法人税法で認められていた賞与引当金の繰入れ計算），退職給付引当金の計算方法（平成14年の税制改正によって廃止された退職給与引当金に係る旧法人税法の規定）において税法基準が明確に記されている点と比較すると，明らかに少ない印象を受ける。

そこで，FRF for SMEsにおける税法との親和性の根拠となるものを *FRF for SMEs Toolkit for Financial Statement Users*（ユーザー向けパワーポイント資料）の内容を検討することで明らかにしたい。

パワーポイントは，8つのトピックスにより構成されており，72枚のボリュームがある。

このトピックスの2番目は，「新しい解決策」であり，その中でFRF for SMEsの特徴として次の6つの説明が記されている。

1. 独立したフレームワーク
2. 簡潔，平易な英語表記
3. 安定的で理解しやすい
4. 一般利用向けの財務諸表として適している
5. 伝統的な会計処理方法と発生主義に基づく税法基準の組み合わせ
6. 企業利益から課税所得への修正の少なさ

また，このトピックスの5番目が，「比較：FRF for SMEs と税法基準」であり，冒頭に次の説明が記されている。

「FRF for SMEs は，発生主義と会計処理手続きにおける税法基準とが対応している。」

なお，次の表2は，同トピックスにおけるパワーポイント資料の中の「FRF for SMEs と税法基準」のうち比較可能な項目をまとめたものであるが，FRF for SMEs と税法基準の内容が，必ずしも一致していないことが確認できる。

表2 FRF for SMEs と会計処理手続きにおける税法基準の比較（筆者作成）

	項目	FRF for SMEs	税法基準
1	収益・費用の認識	・概して、FRF for SMEs と法人税申告目的の為の発生主義において差異はない。	
2	売上戻り高の認識	・販売した期間（決算期）において確実にある戻りの認識は認められる。	・いかなる値引きの引当も認められない。戻りは、戻りが発生するまで記帳することができない。
3	賃貸料収入・費用の認識	・賃借人と賃貸人は、一般的に、賃借人がリース資産の使用を管理する期間にわたり、定額法による解約不能のオペレーティング・リース取引に基づき、賃借（貸）料を認識する。	・発生主義により、賃貸人は通常、賃貸料を得た時、オペレーティング・リース取引に基づき賃貸料収入を認識し、発生主義により、賃借人は一般的に、賃借料を支払った時に、オペレーティング・リース取引に基づき賃借料を認識する。
4	売掛金	・回収が懸念される売掛金に対する引当金の設定を認める。	・受取手形や売掛金に係る貸倒損失を控除する為に、明確な損失処理方法を使用しなければならない。
5	棚卸資産（評価方法）	・棚卸資産は、低価法あるいは正味実現可能価額により測定される。	・一般的に原価法、低価法、時価法、売価還元法により棚卸資産を評価することが認められる。

6	投資	<ul style="list-style-type: none"> ・投資家が重大な影響を及ぼす際、持分法が投資（取引）に使用される。 ・時価による測定は、投資が販売目的の為に保有された場合のみ要求される。 ・時価の変更は、純利益に算入される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会計処理手続きにおける持分法は、存在しない。 ・有価証券への投資は取得原価で保持される。
7	有形固定資産	<ul style="list-style-type: none"> ・減価償却は、資産の耐用年数にわたり合理的かつ体系的な方法により認識される。 ・減価償却費は、予測される残存価額を差し引いて計算される。 ・内国歳入法第179条（即時費用化選択）に類似した費用は認識しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ほとんどの有形固定資産は、修正加速原価回収（償却）制度により減価償却される。 ・内国歳入法第179条（即時費用化選択）による。
8	前払資産	<ul style="list-style-type: none"> ・資産として記帳され、費用として償却される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・前払費用は、その費用が12か月ルールに当てはまらない限り、その費用が適用される年度において控除できる。
9	連結	<ul style="list-style-type: none"> ・連結は、50%超の所有に基づく。 ・後発事象の連結のみならず、企業結合の会計処理手続きの為に、更に明確な案内を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・内国歳入法における連結とは、80%の所有を意味する。

井上：米国の中小企業会計における逆基準性アプローチ（税法との親和性）に関する一考察

各項目別の FRF for SMEs と会計処理手続きにおける税法基準の比較の検討結果は、以下の通りである。

- ・項目 1（収益・費用の認識）：両者は、発生主義に基づく処理が共通していることが理解できる。
- ・項目 2（売上戻り高の認識）：両者は一致しておらず、税法基準がより厳密であることが理解できる。
- ・項目 3（賃貸料収入・費用の認識）：FRF for SMEs では、定額法による解約不能のオペレーティング・リース取引に基づくことを強調しているが、税法基準では、その記述が無い。
- ・項目 4（売掛金）：FRF for SMEs では、貸倒引当金の設定に関する記述がある一方、税法基準では、明確な貸倒損失の処理方法の記述がなされており、共通した内容を見出せない。
- ・項目 5（棚卸資産）：両者で棚卸資産の評価方法が共通するのは、低価法のみである。
- ・項目 6（投資）：FRF for SMEs では、持分法を認めている一方、税法基準では、持分法を認めていない。また、有価証券の評価については、FRF for SMEs では、時価評価を認めているが、税法基準は、取得原価で評価するとしている。
- ・項目 7（有形固定資産）：減価償却方法について両者は対立している。
- ・項目 8（前払資産）：FRF for SMEs では、償却されることが記述される一方、税法基準では、前払費用の控除に関する記述となっている。
- ・項目 9（連結）：両者は、連結の定義そのものが相違している。

4 おわりに

わが国の中小会計要領は、その総論において、中小企業の実務における会計慣行を十分考慮し、会計と税法の調和を図った上で、会社計算規則に準拠した会計の考えに立って作成されたものとされ、税法と調和した会社会計規則に準拠した会計（税法基準適用の尊重）を特徴としている。

また、各論で示していない会計処理等の取扱いとして、本要領で示してい

ない会計処理の方法が必要になった場合には、企業の実態等に応じて、企業会計基準、中小指針、法人税法で定める処理のうち会計上適当と認められる処理、その他一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行の中から選択して適用するとして、中小指針よりも更に税法基準を重視した内容となっており、各論においても、法人税法等に基づく多くの会計処理が具体的に記されている。

一方、米国の FRF for SMEs の会計フレームワークに基づく会計情報の認識・測定・伝達に関する特徴の1つに、伝統的な会計原則と税法基準を適切に組み合わせた会計ルールが記されている。

この税法基準の採用とは、FRF for SMEs 会計フレームワークと米国税法との差異を縮小するということであり、具体的には、米国の税法で認められている棚卸資産の評価方法である LIFO が、IFRS for SMEs では認められないが、その一方で、FRF for SMEs 会計フレームワークでは認められるとしている。

上記以外で税法基準を採用した事例の有無について、実際に FRF for SME の全文を検討した結果、無形資産（第13章）ののれんの償却（15年償却）のみが確認できる状況であった。

先行研究では、FRF for SMEs は、米国における中小企業の会計慣行を公式化したものであり、具体的な会計処理については、中小企業の実態に即して、米国の税法との親和性が高いなどわが国の中小会計要領とその性格が類似しているとされているが、今回の考察では、FRF for SMEs は、わが国の中小会計要領ほど、税法との親和性は無いと考えられる。

参考文献

伊藤公哉『第3版アメリカ連邦税法 所得概念から法人・パートナーシップ・信託まで』中央経済社、2005年。

浦崎直浩「特別目的の財務報告フレームワークと中小企業会計－AICPAのFRF for SMEsを中心として－」『会計』第184巻第3号、2013年9月、320～321頁。

井上：米国の中小企業会計における逆基準性アプローチ（税法との親和性）に関する一考察

河崎照行・万代勝信『中小会社の会計要領』中央経済社，2013年7月。

河崎照行「米国 AICPA が，日本の「中小会計要領」に類似した会計ルールを公表—米国「中小企業のための財務報告フレームワーク」（FRF for SMEs）の概要」『TKC』2014年1月。

河崎照行『中小企業の会計制度—日本・欧米・アジア・オセアニアの分析—』中央経済社，2015年3月。

品川芳宣『中小企業の会計と税務』大蔵財務協会，2013年4月。

白州信弘『新版アメリカ法人税法詳解』中央経済社，2002年4月。

中小企業の会計に関する検討会『中小企業の会計に関する基本要領』2012年2月。

日本税理士会連合会，日本公認会計士協会，日本商工会議所，企業会計基準委員会『中小企業の会計に関する指針』最終改正2015年4月。

平川忠雄監修・平川会計パートナーズ編著『中小企業の会計要領と実務』税務経理協会，2012年4月。

本庄 資『アメリカ法人税法講義』税務経理協会，2006年4月。

AICPA, *Financial Reporting Framework for Small-and Medium-Sized Entities*, American Institute of Certified Public Accountants, 2013.

AICPA, *Evolution of a new Non-GAAP Reporting Option*, 2013.

Teruyuki Kawasaki and Takashi Sakamoto, *General Accounting Standard for Small-and Medium-sized Entities in Japan*, 2014.